（港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部改正）

第二条　港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成二十二年海上保安庁告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第二　仕向港での進路を示す記号

(1)～(3)　(略)

港名	仕向港での進路	進路を示す記号
(略)	(略)	(略)
京浜東京区	15号地西側、北側岸壁又はM10、M11ドルフィンバースに向かって航行する。	L
	10号地その１、11号地建材ふ頭、辰巳ふ頭、Ｍ１からＭ５ドルフィンバース又は12号地木材投下泊地ブイバースに向かって航行する。	M
	10号地その２又はお台場ライナーふ頭に向かって航行する。	V
	晴海信号所から芝浦ふ頭南端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。	H
	晴海信号所から豊洲ふ頭北西端まで引いた線以東の係留施設に向かって航行する。	T
	有明ふ頭又は台場官庁船桟橋に向かって航行する。	A
	品川ふ頭に向かって航行する。	S
	青海コンテナふ頭に向かって航行する。	R
	東京電力大井火力発電所桟橋、大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その２北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。	O
	中央防波堤内側埋立地の係留施設に向かって航行する。	C
	中央防波堤外側埋立地西側の係留施設に向かって航行する。	CW
(略)	(略)	(略)

改正前

別表第二　仕向港での進路を示す記号

(1)～(3)　(略)

港名	仕向港での進路	進路を示す記号
(略)	(略)	(略)
京浜東京区	15号地西側、北側岸壁又はM10、M11ドルフィンバースに向かって航行する。	L
	10号地その１、11号地建材ふ頭、辰巳ふ頭、Ｍ１からＭ５ドルフィンバース又は12号地木材投下泊地ブイバースに向かって航行する。	M
	10号地その２又はお台場ライナーふ頭に向かって航行する。	V
	晴海信号所から芝浦ふ頭南端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。	H
	晴海信号所から豊洲ふ頭北西端まで引いた線以東の係留施設に向かって航行する。	T
	有明ふ頭又は台場官庁船桟橋に向かって航行する。	A
	品川ふ頭に向かって航行する。	S
	13号地官庁船桟橋又は青海コンテナふ頭に向かって航行する。	R
	東京電力大井火力発電所桟橋、大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その２北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。	O
	中央防波堤内側埋立地の係留施設に向かって航行する。	C
(略)	(略)	(略)

附　則

この告示は、平成二十九年十一月一日から施行する。

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 23 日　　国土交通大臣　石井　啓一

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影	摘要
数値空中写真	20cm相当	平成29年	ＣＣＢ－2017－１	清水	デジタル	18枚
〃	〃	〃	ＣＣＢ－2017－６	河津	〃	266枚

備考　空中写真の刊行日　平成29年10月24日